工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る指名停止等に関する 措置細則

(目的)

第1条 この細則は、契約競争参加者等資格審査規則(13規則第15号。以下「資格審査規則」という。)第40条及び契約事務実施規則(13規則第13号)第42条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)における工事及び測量・建設コンサルタント等業務(調査、測量及び設計に関する業務をいう。以下同じ。)の契約に係る指名停止の措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - 一 指名停止 農研機構における工事及び測量・建設コンサルタント等業務契約に係る 競争に参加する資格を有する者(以下「有資格者」という。)を一定期間当該契約に 係る競争に参加させないこととすることをいう。
 - 二 経理責任者等 契約事務実施規則第3条に規定する経理責任者等をいう。
 - 三 措置要件 指名停止を行う事由をいい、別表第1の措置要件欄に掲げる措置要件をいう。
 - 四 措置対象区域 別表第2の措置対象区域欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の措置 対象区域の範囲欄に掲げる都道府県の範囲をいう。
 - 五 指名停止期間 指名停止を行う期間をいい、別表第1の措置対象区域及び期間欄に 掲げる期間の範囲内で決定される期間をいう。
 - 六 競争参加者等資格審査権限者 資格審査規則第6条第3項の規定により同規則に定 める権限の委任を受けた経理責任者及び同規則第39条の規定によりその権限の再委 任を受けた大規模出先事業所の長をいう。
 - 七 短期期間 別表第1の措置対象区域及び期間欄に掲げる期間のうち、短い方の期間 をいう。
 - 八 長期期間 別表第1の措置対象区域及び期間欄に掲げる期間のうち、長い方の期間 をいう。
 - 九 代表役員等 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員 (代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。
 - 十 一般役員等 有資格者である法人の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で前 号に掲げる者以外のものをいう。
 - 十一 使用人 有資格者の使用人で前号に掲げる者以外のものをいう。

(措置要件の報告)

第3条 経理責任者等は、それぞれ事務を実施するに当たって、有資格者に関し、措置要件が生じたとき、又は措置要件に該当すると認める事実を知り得たときは、別紙様式第 1号の措置要件報告書によりその旨を理事長に報告するものとする。

(指名停止の措置等)

- 第4条 理事長は、前条の報告を受けた場合であって、当該報告に係る有資格者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、別表第1の措置対象区域及び期間欄に掲げる措置対象区域及び情状に応じた指名停止期間をもって、当該有資格者について農研機構として指名停止を行うものとする。自らが措置要件に該当すると認める事実を知り得た場合も同様とする。
- 2 理事長は、前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責 を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人 についても、併せて、元請負人の措置対象区域の範囲内の区域及び当該元請負人の指名 停止期間の範囲内の期間で情状に応じた指名停止期間をもって、指名停止を行うものと する。
- 3 理事長は、第1項の規定により共同企業体について指名停止を行う場合においては、 当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わない と認められる者を除く。)についても、併せて、当該共同企業体の措置対象区域の範囲 内の区域及び当該共同企業体の指名停止期間の範囲内の期間で情状に応じた指名停止期間をもって、指名停止を行うものとする。
- 4 理事長は、第1項の規定により指名停止を行う場合においては、当該指名停止を行う 有資格者を構成員に含む共同企業体についても、併せて、当該有資格者の措置対象区域 の範囲内の区域及び当該有資格者の指名停止期間の範囲内の期間で情状に応じた指名停 止期間をもって、指名停止を行うものとする。
- 5 理事長は、前各項の規定により指名停止を行った場合には、競争参加者等資格審査権 限者にその旨を通知するものとする。

(指名停止の措置対象区域の特例等)

- 第5条 有資格者が別表第1の第6項又は第8項に掲げる措置要件に該当すると認めて指 名停止を行う場合には、同表に掲げる措置対象区域にかかわらず、当該有資格者が講じ た安全管理の措置の不適切な程度を勘案して、措置対象区域を一部に限定して指名停止 を行うことができる。
- 2 別表第1の第6項又は第8項に掲げる措置要件に該当して指名停止を受けている有資格者について、当該指名停止期間中に当該安全管理の措置の不適切に関し情状を酌量すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止期間の特例等)

第6条 有資格者が1の事案により2以上の措置要件に該当すると認めて指名停止を行う

場合においては、それぞれの措置要件に応じた短期期間のうち最も長いものを短期期間 として、それぞれの措置要件に応じた長期期間のうち最も長いものを長期期間として取 り扱うものとする。

- 2 有資格者が次の各号の一に該当すると認めて指名停止を行う場合においては、短期期間の2倍(当初の指名停止期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍、別表第1の第19項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、2.5倍)の期間を、短期期間として取り扱うものとする。
 - 一 指名停止期間中又は指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに措置 要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - 二 別表第1の第9項から第11項又は第12項から第19項までに掲げる措置要件のいずれかに該当して指名停止を受け、当該指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たにそれぞれ同表の第9項から第11項又は第12項から第19項までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 有資格者について、該当する措置要件に関し情状を酌量すべき特別の事由があると認めて指名停止を行う場合(次条第4号及び第5号に該当する場合を除く。)においては、短期期間(前2項の規定により短期期間として取り扱う期間を含む。以下この項において同じ。)の2分の1までの期間を限度として当該短期期間を短縮した期間を、指名停止期間とすることができる。
- 4 有資格者について、該当する措置要件に関し極めて悪質な事由があった、又は極めて 重大な結果を生じさせたと認めて指名停止を行う場合においては、長期期間(第1項の 規定により長期期間として取り扱う期間を含む。以下この項において同じ。)の2倍 (当該長期期間の2倍が36ヵ月を超える場合あっては、36ヵ月)までの期間を限度 として当該長期期間を延長した期間を、指名停止期間とすることができる。
- 5 指名停止期間中の有資格者について、その該当した措置要件に関し情状を酌量すべき 特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前2項に定める期間を限度 として、その指名停止期間を変更することができる。この場合において、別表第1の第 19項に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合に得られる指名停止期間から当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

- 第7条 有資格者が措置要件のいずれかに該当して指名停止を行う際に、当該有資格者が 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独 占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当するときは、それぞ れ当該各号に掲げる期間を、短期期間として取り扱うものとする。
 - 一 農研機構が得た談合情報又は談合があると疑うに足りる事実に関し、有資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出している場合において、当該誓約にもかかわらず、当該事案によって当該有資格者が別表第1の第12項、第16項又は第19項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき 短期期間の2倍(同表の

第19項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、2. 5倍)の期間

- 二 別表第1の第12項から第19項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。) 短期期間の2倍(同表の第19項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、2.5倍)の期間
- 三 別表第1の第12項から第15項まで又は第19項に掲げる措置要件のいずれかに該当し、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。) 短期期間の2倍の期間(同表の第19項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、2.5倍)
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく農研機構又は資格審査規則第33条第1項に規定する機関(以下「農林水産省等」という。)による調査の結果、入札談合等関与行為(同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。)があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為を原因とする談合によって有資格者が別表第1の第12項から第15項まで又は第19項に掲げる措置要件のいずれかに該当し、かつ、当該関与行為に関し、当該有資格者に悪質な事由があるとき(前3号に掲げる場合を除く。) 短期期間に1ヵ月(同表の第19項に掲げる措置要件に該当する有資格者にあっては、1.5ヵ月)を加算した期間
- 五 農研機構、農林水産省等又は農林水産省等以外の公共機関(以下「他の公共機関」という。)の役職員(役員又は職員をいう。以下同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反したとして、競争入札妨害(同条第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該競争入札妨害又は談合によって有資格者が別表第1の第16項から第19項までに掲げる措置要件のいずれかに該当し、かつ、当該競争入札妨害又は談合に関し、当該有資格者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号に該当する場合を除く。) 短期期間に1ヵ月(同表の第19項に掲げる措置要件に該当する有資格者にあっては、1.5ヵ月)を加算した期間

(指名停止の解除)

- 第8条 理事長は、指名停止期間中の有資格者が、当該指名停止の原因となった事案について責を負わないこと、又は責を負う必要がないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格者について、指名停止を解除するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により指名停止の解除を行った場合には、競争参加者等資格審 査権限者にその旨を通知するものとする。

(有資格者への通知)

- 第9条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書面により、当該事案 に該当する有資格者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
 - 一 第4条第1項から第4項までの規定により指名停止を行った場合 別紙様式第2号 の指名停止通知書
 - 二 第5条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更した場合又は第6条第5項の規定により指名停止期間を変更した場合 別紙様式第3号の指名停止変更通知書
 - 三 前条第1項の規定により指名停止を解除した場合 別紙様式第4号の指名停止解除 通知書

(改善措置に関する報告の求め)

第10条 理事長は、前条の規定により指名停止を行った旨の通知をする場合において、 当該指名停止の原因となった事案が経理責任者等が発注した工事に関するものであると きは、必要に応じ、当該指名停止を行った有資格者に対し、改善措置の報告を求めるも のとする。

(指名の禁止等)

- 第11条 経理責任者等は、指名競争(会計規程(13規程第26号)第37条に規定する指名競争をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、指名停止期間中の有資格者を、 指名競争に参加させる者として指名してはならない。
- 2 経理責任者等は、指名競争に参加させる者として現に指名している有資格者が指名停止を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請等の禁止)

第12条 経理責任者等は、自らが締結し、又は締結した契約に関し、指名停止期間中の 有資格者が、その全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならな い。

(随意契約の相手方の制限)

第13条 経理責任者等は、指名停止期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、会計規程第38条各号に掲げる場合であって、当該指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手としなければならないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第14条 理事長は、第3条の規定により報告を受けた事案又は自らが知り得た事案のうち、指名停止を行うまでに至らなかったものについて、必要があると認めるときは、当該事案に係る有資格者に対し、書面又は口頭をもって、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る指名停止の措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.4.1 細則第21-1号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、措置要件に該当する事由が、 平成18年3月31日以前に生じたものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成21.4.1 細則第21-2号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、措置要件に該当する事由が、 平成21年3月31日以前に生じたものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22.1.1 細則第21-3号)

この細則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.27 細則第21-4号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27.4.1 細則第21-5号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

指名停止措置基準

区分	措置	要	件	措置対象区域及び期間					
虚偽記載	1 経理責任者等が発注する は随意契約において、競争 参加資格確認資料その他の 査資料に虚偽の記載をし、 て不適当であると認められ	*参加資格確 う入札又は見 工事等の契	認申請書、競争 積書提出前の調	全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内					
過失による粗	2 経理責任者等との間で紹 (以下「経理責任者等発注 当たり、過失により工事を き (そのかしが軽微であ く。)。	工事」とい 粗雑にした	う。) の施工に と認められると	全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内					
租 雑 工 事	3 前項に掲げる工事以外のいう。)の施工に当たり、た場合において、そのかしとき。	過失により	工事を粗雑にし	全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内					
契約違反	4 経理責任者等との間では (以下「経理責任者等発注 又は実施に当たり、契約に 手方として不適当であると 掲げるときを除く。)。	工事等」と 違反し、エ	いう。) の施工 事等の契約の相	全区域を対象として 当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内					
公衆損害事	5 経理責任者等発注工事の 措置が不適切であったため 傷者を生じさせ、又は損害 与えたと認められるとき。	、公衆に死	亡者若しくは負	全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内					
故	6 一般工事の施工に当たりであったため、公衆に死亡せ、又は損害を与えた場合であると認められるとき。	者若しくは	負傷者を生じさ	全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内					
工事関係	7 経理責任者等発注工事の 措置が不適切であったため 負傷者を生じさせたと認め	、工事関係	者に死亡者又は	全区域を対象として 当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内					
俗者事故	8 一般工事の施工に当たりであったため、工事関係者させた場合において、そのれるとき。	に死亡者又	は負傷者を生じ	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内					
贈	9 農研機構の役職員に対 して行った贈賄の容疑に より逮捕され、又は逮捕 を経ないで公訴を提起さ れたとき。		が逮捕され、又 起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内					
賄			が逮捕され、又 起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上9ヵ月以内					
		使用人が逮訴を提起さ	捕され、又は公 れた場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内					
	10 農林水産省等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮		が逮捕され、又 起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内					
	はより逐拥され、又は逐 捕を経ないで公訴を提起 されたとき。		が逮捕され、又 起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内					

区分	措置	要件	措置対象区域及び期間						
		使用人が逮捕され、又は公 訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上3ヵ月以内						
	11 他の公共機関の役職員 に対して行った贈賄の容 疑により逮捕され、又は 逮捕を経ないで公訴を提 起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又 は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上9ヵ月以内						
		一般役員等が逮捕され、又 は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内 当該区域以外の区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から1ヶ月以上3ヶ月以内						
		使用人が逮捕され、又は公 訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上3ヵ月以内						
独占禁止法	又は第8条第1号に違反し	等に関し、独占禁止法第3条 し、工事等の契約の相手方と られるとき(第19項に掲げ	全区域を対象として 当該認定をした日から3ヵ月以上12ヵ月以内						
法違反行為	(以下「農林水産省等発 し、独占禁止法第3条又に	締結した契約に係る工事等 注工事等」という。)に関 は第8条第1号に違反し、工 て不適当であると認められる 場合を除く。)。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内						
	(以下「公共機関発注工事 表役員等又は一般役員等が	締結した契約に係る工事等 事等」という。)に関し、代 が、独占禁止法第3条又は第 事告発を受けたとき(第19 。	刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内						
	第1号に違反し、工事等の	由占禁止法第3条又は第8条 つ契約の相手方として不適当 (前3項及び第19項に掲げ	全区域を対象として 当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内						
競売入	16 経理責任者等発注工事 等に関し、競売入札妨害 又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと き (第19項に掲げる場合を除く。)。	代表役員等が逮捕され、又 は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内						
八札妨害又は		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内 当該区域以外の区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヶ月以上12ヶ月以内						
談合	17 農林水産省等発注工事 等に関し、競売入札妨害	代表役員等が逮捕され、又 は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内						
	又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第19項に掲げる場合を除く。)。	一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起さ れた場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上12ヵ月以下						
	18 公共機関発注工事等に 関し、競売入札妨害又は	代表役員等が逮捕され、又 は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以F						
	談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第19項に掲げる場合を除く。)。	一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起さ れた場合							

区分	措置要件	措置対象区域及び期間
重大な独占禁止法違反行為等	19 経理責任者等、農林水産省等又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等(農研機構を除く。)で農林水産省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)。 ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し刑事告発を受けたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。) イ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	全区域を対象として 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上 36ヵ月以内
建設業法	20 経理責任者等発注工事に関し、建設業法(昭和24 年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約 の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
冶達反行為	21 農林水産省等との間で締結した請負契約に係る工事 に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の 相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
	22 請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前2項に掲げる場合を除く。)。	当該区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
不正又は	23 前各項に掲げる場合のほか、その行う業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
は不誠実な行為	24 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

- 備考 1 この表において、「工事等」とは、工事又は測量・設計コンサルタント等業務をいう。 2 この表において、「全区域」とはすべての措置対象区域を、「当該区域」とは当該措置要件に係る事案が 発生した都道府県を含む措置対象区域をいう。

別表第2(第2条第4号関係)

措置対象区域及びその範囲

措置対象区域			措	置	対	象	区	域	Ø	範	囲			
北海道区域	北海	道												
東北区域	青森福島		岩	手	県	宮	城	県	秋	田	県	山	形	県
関東・甲信越区域	茨城京山梨	都	神	木 奈川 野	県	群新	馬潟	県県	埼	玉	県	千	葉	県
東海・北陸区域	岐 阜富 山	県県	愛石	知川		Ξ	重	県	静	岡	県			
近畿・中国・四国区域	滋奈鳥徳	県県	和 島	都歌山根川	県	大 岡 愛	阪山媛	府県県	広		県 県 県		井口	
九州·沖縄区域	福岡宮崎神縄	県		 賀 児島		長	崎	県	熊	本	県	大	分	県

 番
 号

 年
 月

 日

農業,食品産業技術総合研究機構理事長 殿

(経理責任者等職名)印

措 置 要 件 報 告 書

商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
資格登録種別及び等級	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、下記のとおり工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る指名停止等に関する措置細則別表第1の措置要件に該当する事実が発生したと認められるので、報告します。

記

措置要件に該当すると認められる事項

番 号 年 月 日

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構理事長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が (の) (※1) ことは、誠に遺憾である。よって下記 のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

なお、(※2)。

記

- 1 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 指名停止の理由

- 備考 1 「※1」部分には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
 - 2 「※2」部分には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる文章を挿入する。
 - 一 第10条の規定により改善措置に関する報告を求める場合 「今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい」
 - 二 前号以外の場合 「今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい」
 - 3 「1 指名停止の期間」欄は、措置対象区域を限定する場合にあっては、「1 指名停止 期間及び措置対象区域」に変更して、指名停止期間及び措置対象区域を記載する。
 - 4 「指名停止の理由」欄には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等 を記載する。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

 番
 号

 年
 月

 日

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構理事長 印

指名停止変更通知書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通 知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので、通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変 更 の 理 由

- 備考 1 「1 従前の指名停止の期間」欄及び「2 変更後の指名停止の期間」欄は、指名停止期間及び措置対象区域を変更する場合にあっては、「1 従前の指名停止期間及び措置対象区域」及び「2 変更後の指名停止期間及び措置対象区域」に変更して、指名停止期間及び措置対象区域を記載する。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

 番
 号

 年
 月

 日

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構理事長印

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知 したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので、通知する。